

政令第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（要緊急対処特定外来生物）

第四条 法第二条第三項の政令で定める特定外来生物は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第四の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体
- 二 別表第五の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

別表第二の備考中「㉮」の下に「その㉮の㉮」を加える。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四 その個体が要緊急対処特定外来生物となる外来生物の種 (第四条関係)

項	種	名
1	<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノプス イス・ゲミナタ種群)	全種
2	<i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプス イス・サエヴァイス イマ種群)	全種
3	<i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノプス イス・トウリデンス種群)	全種
4	<i>Solenopsis virulens</i> 種群 (ソレノプス イス・ヴァルレンス種群)	全種

別表第五 その個体が要緊急対処特定外来生物となる交雑することにより生じた生物 (第四条関係)

種	名
<i>Solenopsis geminata</i> 種群 (ソレノプス イス・ゲミナタ種群) 、 <i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプス イス・サエヴァイス イマ種群) 、 <i>Solenopsis tridens</i> 種群 (ソレノプス イス・トウリデンス種群)	左欄に規定する種群に属する他の種

ス種群) 及び <i>Solenopsis virulens</i> 種群 (ソレ ノプス・ス・ザイルレンス種群) に属する種	
--	--

附 則

この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。